

News Release

平成 23 年 12 月 12 日

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役社長 橋本 徹

復興特区支援・相談センターを開設

―東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を金融面から支援―

株式会社日本政策投資銀行（社長：橋本徹、以下「DBJ」という。）は、東日本大震災で被災した地域の復興を支援するため、このたび東北支店、青森事務所および本店（公共RMグループ）に「復興特区支援・相談センター」（以下、「当センター」という。）を開設いたしました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進するため、東日本大震災復興特別区域法（以下、「復興特区法」という。）が平成 23 年 12 月 7 日付で成立しました。復興特区法は、復興特別区域における規制・手続き等の特例や税制・財政・金融上の支援措置（国からの利子補給金）により、地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を図ることを目的としています。

当センターは、復興の担い手である自治体、企業、経済界の皆様と連携しながら、被災地域の円滑かつ迅速な復興に金融面から貢献します。具体的には、復興特区法に定める地域協議会への参加等を通じ、DBJのノウハウやネットワークを活用し、復興推進計画や計画に基づくプロジェクトの円滑な形成に向けた金融面を中心とした助言などを行います。

DBJは、地域の課題に対する各種情報発信やプロジェクト支援を中核業務として位置づけ、積極的に地域支援に取り組んでまいりました。現在、地域再生計画に基づくプロジェクト支援や、総合特区等支援・相談センターによる総合特区プロジェクト形成支援も実施しています。

DBJは、企業理念「金融力で未来をデザインします～私たちは創造的な金融活動による問題解決で、お客様の信頼を築き、豊かな生活を共に実現していきます～」に基づき、復興特区等の活用をはじめ、被災地域の多様な復興への取組みに対し、引き続き全行を挙げて支援に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

東北支店 東北復興支援室

電話番号 022-227-8182

青森事務所

電話番号 017-773-0911

地域企画部 公共RMグループ

電話番号 03-3244-1750

お問い合わせ先(復興特区支援・相談センター)

復興特区支援・相談センターへのお問い合わせについては、下記の本・支店相談窓口にご相談ください。

担当地域	相談窓口	電話番号(代表)	住所
岩手、宮城、秋田、山形、福島における復興推進計画等に関する相談窓口	東北支店 東北復興支援室	022-227-8182	仙台市青葉区中央一丁目6番35号 (東京建物仙台ビル)
青森における復興推進計画等に関する相談窓口	青森事務所	017-773-0911	青森市中央1丁目22番8号 (青森第一生命ビル)
上記地域以外における復興推進計画等に関する相談窓口	本店 地域企画部 公共RMグループ	03-3244-1750	東京都千代田区大手町1丁目9番1号